

奈良市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る工事成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに請負者の指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、原則として予定価格が130万円を超える工事とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の出来形及び品質等について評価するものとする。

(評定者)

第4条 工事の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、監督員(奈良市工事監督要綱(昭和59年8月1日施行)に定める監督員をいう。以下同じ。)、工事担当係長(工事の施工を所掌する係の長をいう。以下同じ。)及び検査員(奈良市工事検査規程(昭和61年奈良市訓令甲第4号)に定める検査員をいう。以下同じ。)とする。

(評定の方法)

第5条 工事の評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、工事ごとに的確かつ公正に行うものとする。

2 前項の規定による評定の結果(以下「評定結果」という。)は、評定者が奈良市工事検査規程に定める工事しゅん工検査成績調書に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 監督員及び工事担当係長は工事がしゅん工したときに、検査員は奈良市工事検査規程に定める検査を実施したときに、それぞれ評定を行うものとする。

2 検査の結果、当該工事に手直し等が生じたときは、手直し等を実施する前に評定を行うものとし、手直し等を実施した後の再評定は行わないものとする。

(評定結果の提出)

第7条 評定者は、工事がしゅん工し評定を行い、かつ、しゅん工検査を実施し評定を行った

ときは、その結果を記録した工事しゅん工検査成績調書を市長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による工事しゅん工検査成績調書の提出があったときは、評定結果を工事成績評定結果通知書により遅滞なく当該工事の請負者に通知するものとする。

2 前項の通知に係る事務は、奈良市工事検査規程第5条に定める検査実施の区分に応じ、それぞれ検査を実施する課（これに相当するものを含む。）において行うものとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条の規定による通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めるとき(工事しゅん工検査完了後において目的物の引渡を受けた場合で、かつ、かし担保期間中に評定の修正を要するかしが判明したときに限る。)は、評定を修正するものとする。

2 市長は、前項の規定により評定の修正を行ったときは、工事成績評定修正結果通知書により遅滞なく当該工事の請負者に通知するものとする。

3 前項の通知に係る事務については、前条第2項の規定を準用する。

(説明請求等)

第10条 前2条の規定による通知を受けた者は、当該通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、評定の内容について、工事成績評定の結果に関する説明請求書により市長に説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書により回答するものとする。

3 前項の説明に係る事務については、第8条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「通知」とあるのは「説明」と読み替えるものとする。

(評定結果の公表等)

第11条 市長は、第8条第1項又は第9条第2項による通知を行ったときは、当該通知に係る評定結果について通知した日の属する月の翌月に公表するものとする。

2 前項の公表は、情報公開課内の行政資料コーナーに当該評定結果に係る工事成績評定点一覧表を備え置くことにより行うものとする。

3 前項の一覧表は、公表した月の翌月から起算して1年間備え置くものとする。

(書類の様式)

第 12 条 この要領に規定する書類の様式は、別に定める。

(補則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、工事の評定に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(建設工事成績評定要領の廃止)

2 建設工事成績評定要領は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際、既に着工している工事に係る評定については、なお従前の例による。